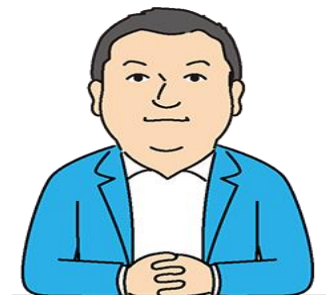


令和6年度 東京都自立支援協議会セミナー

「障害当事者からみた地域移行・ 地域生活支援の課題を共有する（身体障害 入所編）」

社会福祉法人東京緑新会 地域生活相談室おあしす
東京都地域移行促進コーディネーター
主任相談支援専門員 仲田素直



本文中に掲載している写真は、すべてご本人の同意を得て掲載しています

施設に期待されるもの

- かつて「重度の障害があるわが子を残して、先に死ぬことは出来ない」という言葉が多くの人を動かした。旧身体障害者療護施設は、その結果生まれ「生活の場」としてスタートした。
- 施設のセールスポイントは24時間体制の介護と医療的ケアの提供だけでない。
- 施設に求められる機能は、自立支援機能、生活介護機能、健康管理機能、社会リハビリテーション機能、住宅提供機能、相談支援・ケアマネジメント機能（家族との連絡調整等）だけでもない。
- 「尊厳」を守り「権利」を保障する暮らしの場、「安心・安全の保障」からチャレンジできる場、「選択、自己決定、意思決定支援」が可能な場、個別支援と人材育成が実践される場、社会生活をフォローしエンパワメントを高める活動ができる場であることも期待されます。

多摩療護園の概要

- 経営主体 社会福祉法人 東京緑新会
- 施設の開設 1972年4月1日(旧東京都多摩更生園)
2010年4月1日より障害者自立支援法の本則
適用を受け、身体障害者療護施設から障害者支
援施設となる
- 所在地 東京都日野市程久保872-1
- 入所定員 58名

多摩療護園の利用者状況（2024年9月）

- 平均年齢 **57.9歳**
- 障害支援区分
 - 男性 **58.5歳**
 - 女性 **57.4歳**
- 障害支援区分
 - 区分6・・・**57名**
 - 区分5・・・**1名**
- 障害の状況
 - ◇脳性まひ **32.7%**
 - ◇脳血管障害 **15.5%**
 - ◇頭部外傷 **15.5%**（高次脳機能障害を抱える）
- 【入所歴】
 - ・10年未満 **39名**
 - ・20年未満 **8名**
 - ・30年未満 **6名**
 - ・40年未満 **1名**
 - ・40年以上 **4名**

矢島さん人物紹介

脳性まひ 障害支援区分6

施設入所歴17年 3歳で障害児施設へ入所。以来、施設、病院で生活。

7歳～特別支援学校(旧養護学校)に通学。

言語障害があり、五十音の文字盤を使用してコミュニケーションを図る。



あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
い	き	し	ち	に	ひ	み	ゆ	り	を
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	よ	る	ん
え	け	せ	て	ね	へ	め	°	れ	○
お	こ	そ	と	の	ほ	も	ゝ	ろ	×
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

自立生活までの経緯

- 42歳 障害者支援施設に入所
- 43歳 禁治産制度(41歳時に禁治産宣告)の継続で家族が「みなし後見人(成年後見制度の導入に伴う)」となる。
- 47歳 自立生活センター昭島のピアカウンセリングの利用開始。
- 48歳 自立生活に向けた資金作りのため定期貯金開始。
- 55歳 自立生活センター昭島ピアカウンセラーの紹介で実家から近いSTEPえどがわと繋がる。
- 56歳 STEPえどがわの宿泊体験室を初利用。
- 56歳 自立生活センター昭島ピアカウンセラーの紹介で弁護士と本人が契約。後見取消に向けた審判開始。
- 58歳 家庭裁判所により後見取消と保佐相当が決定される。
- 59歳 第三者である弁護士が保佐人に選出。住宅改修が行われ、重度訪問介護の支給時間が決定され、退所する。

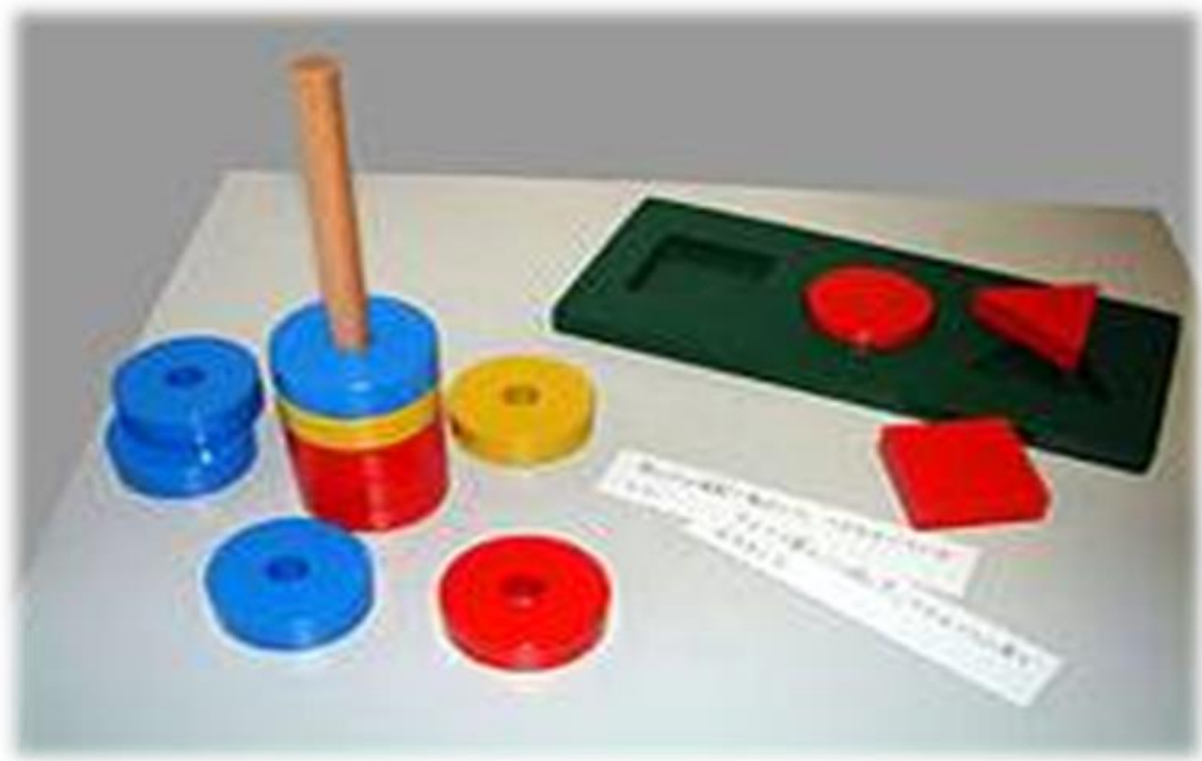
地域移行への大きな壁

○後見人の同意がなければ自立生活は困難な状態。

○地域移行コーディネーターには、本人から直接、協力の依頼があり、二度にわたる精神鑑定を経て、矢島さんの判断能力が認められた。

障害特性に配慮しない判定方法

禁治産宣告から後見相当と判断されるに至った鑑定方法
「コース立方体組み合わせテスト」



※写真は知能検査用積み木テストの一例

分析・考察

1. 制度の限界を超えた権利擁護への取り組み

本事例は、成年後見制度に置き換わる前の禁治産制度からの「みなし後見」であった。後見人は本人の権利を制限する強大な力を有する一方で、不適切な判定、ずさんな後見事務の実態が判明。本人は後見人の解任を希望したが、後見類型そのものの妥当性が問われた。

2. 支持的信頼関係が意思を強めた

後見人の弟さんも弁護人を立て強硬姿勢を示した。本人の理解を超える展開に、何度も自立をあきらめざるを得ないと言動、動揺もあった。本人が自身の真意を見失わないよう、専門職、ピアカウンセラーなどが意思表示・決定支援をその都度行うことが重要。

3. 成年後見制度のあり方を問うソーシャルアクションとして

現行の成年後見制度は、被後見人の権利制限が後見人の裁量次第で際限なくなされる危険性を孕む。本事例での取り組みは「障害当事者の自己決定権の最大限の尊重」に向けた、結果としてのソーシャルアクションでもあった。